文 教 厚 生 常 任 委 員 会 資 料 2021年(令和 3 年) 3 月 8 日 感染対策局あかし保健所保健予防課

新型コロナウイルス感染症対応の現状について

新型コロナウイルス感染症は、3月1日以降、東京都近郊の4都県を除き緊急事態措置区域が解除されるなど、感染状況は縮小傾向にあります。

本市におきましても、新規感染患者数が減少しましたが、今後、感染第4波が発生すると、患者急増に伴い再び医療体制がひっ迫する可能性があります。

本市における相談、診療、検査等の現状と医療体制の整備状況をご報告します。

1 明石市内の発生状況

PCR検査数・陽性数・陽性率の推移、陽性者の状況 別紙1 別紙2

2 明石市における相談体制、陽性者の対応について

「感染したかもダイヤル(受診・相談センター)」と「発熱等診療・検査医療機関」の充実により、症状のある方への相談、診察、検査等の体制を整備しました。

一方で、陽性者は、重症化リスクに応じて、入院または宿泊療養をしていただきますが、 昨年12月から今年1月にかけての患者が急増した時期には、すぐに入院、入所先が見つ からない「自宅待機」となる方が出ました。

自宅待機中の方には、血中酸素飽和度を自宅でも測定できる機器(パルスオキシメーター)をあかし保健所より貸し出し、保健所職員が電話で定期的に健康観察を行うとともに、症状悪化時や、安否確認ができない場合は訪問するなどの対応をしているところです。

今後、再び入院病床がひっ迫することも想定される中、新型コロナウイルス感染症による重症化や死亡を防ぐため、感染症指定医療機関で肺炎等急性期の治療をおこなった後、感染性の低くなった患者が治療を継続して受けられるよう、転院先の確保について、市内の病院と連携を図っています。

3 明石市におけるクラスターの発生状況について

昨年 12 月以降、病院、福祉施設でクラスターが複数発生し、入院患者や利用者、職員等へPCR検査を広く積極的に行うとともに、保健所職員等を現場に派遣し、感染対策の助言を行うなど感染拡大防止に努めているところです。

今後も高齢者福祉施設においては、入所前等の希望者へのPCR検査を行っていくと共に、クラスター発生時には、広くPCR検査を実施するとともに、ゾーニングや衛生指導等、感染拡大を防ぐ指導を行って参ります。

市内クラスター発生状況(2月26日時点)

11.1 17.7 7 7 7 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								
No	施設区分	陽性者数	属性別		利用者	第1報	最新陽性者	第1報~最新
			利用者 患者等	職員	平均年代	公表日	公表日	までの期間
			思 自 守					
1	医療機関	13名	9名	4名	70 歳代	12/4	12/13	10 日間
2	介護老人福祉施設	26名	15名	11 名	80 歳代	12/12	1/1	20 日間
3	介護老人保健施設	36名	26名	10 名	80 歳代	1/17	2/8	22 日間
	7	, ,	·				_	
4	介護サービス事業所	7名	4名	3名	80 歳代	1/15	1/24	9日間
合計		82 名	54名	28名				

4 今後の取り組み

新型コロナウイルス対策の実効性を高めるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部が改正され、令和3年2月13日に施行されたところです(※参考)。

本市といたしましては、国の動向を見据えつつ、兵庫県や市内医療機関と連携し、医療 提供体制の確保、相談体制の充実など引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止に万全 を期してまいります。

※参考

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正の概要 (施行期日:令和3年2月13日)

新型コロナウイルス感染症対策の実効性を高め、より確実に取組を推進するために必要な法改正を行うもの。

- ① 新型コロナウイルス感染症を指定感染症の指定期限(令和4年1月31日)以降も現在実施している対策が講じられるよう「新型インフルエンザ等感染症」と位置付け。
- ② 国や地方自治体間の情報連携
 - 関係自治体が感染症の発生状況を確実に把握し、広域的な調整や有効な対策の実施につなげるため、発生届の報告先について、保健所設置市長・特別区長は、届出を受けた場合は、厚生労働大臣に加えて当該市・区が所在する都道府県知事にも報告することとする。積極的疫学調査の結果についても同様。
- ③ 宿泊療養・自宅療養の法的位置付け
 - 新型インフルエンザ等感染症・新感染症のうち厚生労働大臣が定めるもの(新型 コロナウイルス感染症)について、宿泊療養・自宅療養の協力要請規定を新設。
- ④ 入院勧告・措置の見直し
 - 新型インフルエンザ等感染症・新感染症のうち厚生労働省令で定めるもの(新型コロナウイルス感染症)について、入院勧告・措置の対象を、病状又は病状の程度が重篤化するおそれを勘案して厚生労働省令で定める者(65歳以上の者、呼吸器疾患を有する者、妊婦、中等症以上の者等)及び宿泊療養・自宅療養の協力の求めに応じない者に限定。
 - 正当な理由がなく入院措置に応じない場合又は入院先から逃げた場合の過料(50万円以下)を規定。
- ⑤ 積極的疫学調査の実効性確保のため、新型インフルエンザ等感染症の患者等が積極的疫学調査に対して正当な理由がなく協力しない場合、応ずべきことを命令できることとし、命令を受けた者が質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなく調査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合の過料(30万円以下)を規定。
- ⑥ 国・地方公共団体の権限の強化 緊急時、医療関係者・民間の検査機関に必要な協力を求め、その上で正当な理由な く応じなかったときは勧告、公表できることを規定。

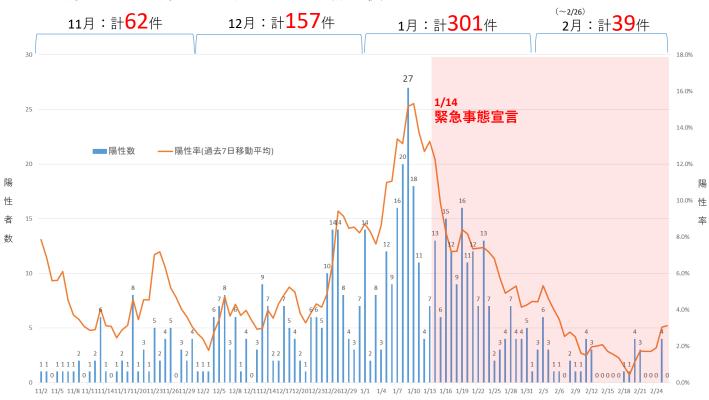
明石市の新型コロナウイルス感染症発生状況

1 検査陽性者の状況 (2月26日発表時点)

検査数	陽性者蠕	入院中	入院調整中	宿泊療養中	宿泊療養 調整中	退院・退所 ^(累計)	死亡 ^(累計)
14,643	692	13	0	4	0	631	19

※陽性者の内訳は、管轄区域外の患者を含まない。

2 11月1日から2月26日に発生した患者の状況



3 年齡別患者数

区公	11月		12月		1月		2月(~2/26)	
区分	患者数	(%)	患者数	(%)	患者数	(%)	患者数	(%)
10代未満	4	6.5%	5	3.2%	14	4.7%	4	10.3%
10代	6	9.7%	20	12.7%	28	9.3%	2	5.1%
20代	17	27.4%	24	15.3%	54	17.9%	4	10.3%
30代	4	6.5%	14	8.9%	39	13.0%	11	28.2%
小計	31	50.0%	63	40.1%	135	44.9%	21	53.8%
40代	13	21.0%	23	14.6%	37	12.3%	4	10.3%
50代	11	17.7%	19	12.1%	36	12.0%	4	10.3%
小計	24	38.7%	42	26.8%	73	24.3%	8	20.5%
60代	4	6.5%	12	7.6%	24	8.0%	4	10.3%
70代	2	3.2%	19	12.1%	35	11.6%	2	5.1%
80代	1	1.6%	15	9.6%	26	8.6%	3	7.7%
90代以上	0	0.0%	6	3.8%	8	2.7%	1	2.6%
小計	7	11.3%	52	33.1%	93	30.9%	10	25.6%
非公表	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	62	100%	157	100%	301	100%	39	100%

4 感染経路

区分	11 月	12 月	1 月	2 月	小計
クラスター由来	7	41	31	3	82
海外等	0	0	0	0	0
職場•施設等	14	26	38	2	80
家族等	23	57	99	14	193
不明	18	33	133	20	204
合計	62	157	301	39	559

5 クラスター発生状況 (2月26日発表時点)

		+⊬-=n. ₽	陽性者数	属性別				
	No	施設名	陽性有奴	利用者 患者等	職員等			
	1	医療機関	13名	9名	4名			
	2	介護老人福祉施設	26名	15名	11名			
	3	介護老人保健施設	36名	26名	10名			
	4	介護サービス事業所	7名	4名	3名			

市・県・国の発生状況等比較(11月1日~)

別紙 2

